ロ　第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「〇・九五」と読み替えるものとし、第五条第一項第一号ロの表第三号の規定は適用しない。

2　平成二十八年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）の施行に伴つて生じる同令による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3　平成二十八年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　平成二十八年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号、第四号、第十六号及び第二十二号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［一～二十一　略］

二十二　前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて得た額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

二十三　高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十四　前条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十五　次によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

A×25,000円×0.5

算式の符号

A　当該年度の５月１日現在における当該指定都市の設置する小学校、中学校その他の学校の教職員数として総務大臣が調査した数

ロ　道府県から指定都市への県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員をいう。）に係る権限の移譲により実施するシステム整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六　前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

ロ　第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「〇・九五」と読み替えるものとし、第五条第一項第一号ロの表第三号の規定は適用しない。

2　平成二十八年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）の施行に伴つて生じる同令による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3　平成二十八年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　平成二十八年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号、第四号、第十六号及び第二十二号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［一～二十一　同上］

二十三　前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて得た額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

二十二　高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十三　前条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十四　次によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

A×25,000円×0.5

算式の符号

A　当該年度の５月１日現在における当該指定都市の設置する小学校、中学校その他の学校の教職員数として総務大臣が調査した数

ロ　道府県から指定都市への県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員をいう。）に係る権限の移譲により実施するシステム整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［新設］